

加古川市告示第57号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道を次のとおり指定したので、告示する。

昭和61年4月1日

加古川市長 中 田 敬 次

記

建築基準法の規定が適用されるに至った際、現に存在する幅員
4メートル未満1.8メートル以上の道